

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっています。情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められます。

FM放送とテレビのアナログ放送はともにVHF帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く1台で両方聴けるFMラジオでテレビを楽しんでいました。しかし、本年7月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行（被災3県を除く）したことにより、テレビの音声をFMラジオから聞くことができなくなってしまいました。多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっていますが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいません。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送をふやす具体的な施策もない上、FMラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障がい者からテレビが遠ざけられてしまいます。「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第1位がテレビ（一般放送）であり、視覚障がい者の66%を占めています。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとって不可欠です。

また、FMラジオで聴くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行う様々な職種の方々にもニーズがあり、こういったの方々にとっても欠かせないものです。

よって国におかれましては、次の事項を速やかに実施されますよう強く要望します。

- 1 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聴けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅にふやし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月19日

内閣総理大臣
総務大臣 あて
厚生労働大臣

座間市議会議長 小野 たづ子